

(その1)

収支報告書

令和4年分
開催分)

(

(ふりがな) とがしひろゆきこうえんかい
1 政治団体の名称 とがし博之後援会

2 主たる事務所の所在地 秋田市仁井田新田3丁目13-20

3 代表者の氏名 (姓) (名)
熊谷 恵

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
越前谷 茂

事務担当者の氏名 (姓) (名)
佐藤 貴子

(電話) 018-839-5601

(電話)

(電話)

他401



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 富樫 博之
公職の種類	衆議院議員 (現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	5,706,113
(前年からの繰越額)	706,113
(本年の収入額)	5,000,000
支 出 総 額	4,659,120
翌年への繰越額	1,046,993

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	5,000,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	5,000,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	5,000,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	自由民主党秋田県第一選挙区支部	1,000,000	R4/1/21	秋田市仁井田新田3-13-20	富樫 博之		
2	自由民主党秋田県第一選挙区支部	1,000,000	R4/5/6	秋田市仁井田新田3-13-20	富樫 博之		
3	自由民主党秋田県第一選挙区支部	1,000,000	R4/7/4	秋田市仁井田新田3-13-20	富樫 博之		
4	自由民主党秋田県第一選挙区支部	1,000,000	R4/9/7	秋田市仁井田新田3-13-20	富樫 博之		
5	自由民主党秋田県第一選挙区支部	1,000,000	R4/12/7	秋田市仁井田新田3-13-20	富樫 博之		
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	5,000,000					
	その他の寄附	0					
	合 計	5,000,000					

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	586,000	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	1,208,436	0	
(4) 事 務 所 費	430,320	0	
小 計	2,224,756	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	2,422,494	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	11,870	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	2,434,364	0	
合 計	4,659,120		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	ガソリン代	95,499	R4/1/31	株山二	秋田市中通2-5-20	
2	ガソリン代	74,129	R4/2/28	株山二	秋田市中通2-5-20	
3	ガソリン代	69,105	R4/3/31	株山二	秋田市中通2-5-20	
4	ガソリン代	70,704	R4/5/6	株山二	秋田市中通2-5-20	
5	ガソリン代	52,368	R4/5/31	株山二	秋田市中通2-5-20	
6	ガソリン代	85,341	R4/6/30	株山二	秋田市中通2-5-20	
7	ガソリン代	69,887	R4/7/29	株山二	秋田市中通2-5-20	
8	ガソリン代	111,950	R4/8/31	株山二	秋田市中通2-5-20	
9	ガソリン代	117,190	R4/9/30	株山二	秋田市中通2-5-20	
10	ガソリン代	67,755	R4/10/31	株山二	秋田市中通2-5-20	
11	ガソリン代	76,005	R4/11/30	株山二	秋田市中通2-5-20	
12	ガソリン代	63,198	R4/12/27	株山二	秋田市中通2-5-20	
13	印刷代	97,900	R4/3/25	佐々木企画	秋田市御所野下堤1-13-4	
14	印刷代	13,200	R4/9/8	佐々木企画	秋田市御所野下堤1-13-4	
15	印刷代	19,800	R4/12/26	佐々木企画	秋田市御所野下堤1-13-4	
	この頁の小計	1,084,031				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
16	ゴミ袋・洗剤代	10,227	R4/10/5	メガ 仁井田店	秋田市仁井田本町5-9-26	
17						
18						
19						
20						
	この頁の小計	10,227				
	その他の支出	114,178				
	合計	1,208,436				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	宅配便代 ✓	14,300 ✓	R4/10/26 ✓	ヤマト運輸(株) ✓	東京都中央区銀座2-16-10	
2	切手 ✓	40,800 ✓	R4/1/6 ✓	日本郵便(株) ✓	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	切手 ✓	16,800 ✓	R4/1/17 ✓	日本郵便(株) ✓	東京都千代田区大手町2-3-1	
4	切手 ✓	16,800 ✓	R4/3/25 ✓	日本郵便(株) ✓	東京都千代田区大手町2-3-1	
5	切手 ✓	16,800 ✓	R4/7/4 ✓	日本郵便(株) ✓	東京都千代田区大手町2-3-1	
6	切手 ✓	16,800 ✓	R4/8/3 ✓	日本郵便(株) ✓	東京都千代田区大手町2-3-1	
7	切手 ✓	11,000 ✓	R4/9/20 ✓	日本郵便(株) ✓	東京都千代田区大手町2-3-1	
8	政治資金監査報酬料 ✓	33,000 ✓	R4/5/17 ✓	税理士 福井治 ✓	秋田市桜2-5-3	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	166,300 ✓				
	その他の支出	264,020 ✓				
	合 計	430,320 ✓				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	組織対策費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	信書便代 ✓	28,600 ✓	R4/1/31	ハートフェルト 柏谷悟志 ✓	秋田市高陽幸町4-27	
2	信書便代 ✓	20,350 ✓	R4/2/28	ハートフェルト 柏谷悟志 ✓	秋田市高陽幸町4-27	
3	信書便代 ✓	11,900 ✓	R4/3/31	ハートフェルト 柏谷悟志 ✓	秋田市高陽幸町4-27	
4	信書便代 ✓	20,350 ✓	R4/5/6	ハートフェルト 柏谷悟志 ✓	秋田市高陽幸町4-27	
5	信書便代 ✓	19,800 ✓	R4/5/31	ハートフェルト 柏谷悟志 ✓	秋田市高陽幸町4-27	
6	信書便代 ✓	24,200 ✓	R4/6/30	ハートフェルト 柏谷悟志 ✓	秋田市高陽幸町4-27	
7	信書便代 ✓	25,700 ✓	R4/7/29	ハートフェルト 柏谷悟志 ✓	秋田市高陽幸町4-27	
8	信書便代 ✓	21,450 ✓	R4/8/31	ハートフェルト 柏谷悟志 ✓	秋田市高陽幸町4-27	
9	信書便代 ✓	27,850 ✓	R4/9/30	ハートフェルト 柏谷悟志 ✓	秋田市高陽幸町4-27	
10	信書便代 ✓	32,750 ✓	R4/10/31	ハートフェルト 柏谷悟志 ✓	秋田市高陽幸町4-27	
11	信書便代 ✓	21,800 ✓	R4/11/30	ハートフェルト 柏谷悟志 ✓	秋田市高陽幸町4-27	
12	信書便代 ✓	20,350 ✓	R4/12/27	ハートフェルト 柏谷悟志 ✓	秋田市高陽幸町4-27	
13						
14						
15						
	この頁の小計	275,100 ✓				
	その他の支出	8,145				
	合 計	283,245 ✓				

(その15)

行番号	(3) 政治活動費の内訳	金 額	項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	行事費	備 考
1	会場使用料	60,000	R4/6/19	(株)アキパークホテル・マネジメント	秋田市山王4-5-10	
2	会場使用料	37,340	R4/6/30	(株)秋田キャッスルホテル	秋田市中通1-3-5	
3	会場使用料	53,000	R4/11/5	ホテル大和	秋田市土崎港中央1-6-33	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	150,340				
	その他の支出	550				
	合 計	150,890				

(その15)

行番号	(3) 政治活動費の内訳	金 額	項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	通信費	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
1	別納郵便	44,448	R4/7/27	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	44,448				
	その他の支出	0				
	合 計	44,448				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	交際費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	お土産代	18,900	R4/5/30	(株)秋田まるごと市場	秋田市卸町2-2-7	
2	お土産代	11,450	R4/7/26	あきた県産品プラザ	秋田市中通2-3-8	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	30,350				
	その他の支出	22,400				
	合 計	52,750				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費・交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	航空券代	19,790	R4/2/1	日本航空㈱	東京都品川区東品川2-4-11	
2	乗車券類代	21,400	R4/2/25	東日本旅客鉄道㈱	東京都渋谷区代々木2-2-2	
3	航空券代	15,870	R4/5/6	全日本空輸㈱	東京都港区東新橋1-5-2	
4	交通費・宿泊代	52,490	R4/11/10	協同組合 秋田県旅行業協会	秋田市八橋大畑2-12-53	
5	航空運賃・宿泊代	58,790	R4/12/17	協同組合 秋田県旅行業協会	秋田市八橋大畑2-12-53	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
この頁の小計		168,340				
その他の支出		344,480				
合 計		512,820				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	渉外費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会費	11,000	R4/1/5	二日会 会長 辻良之	秋田市仁井田目長田3-5-2	
2	年会費	28,000	R4/2/15	八橋鳩友会 クラブ長 高橋敏	秋田市横森3-5-12	
3	会費	120,000	R4/7/29	秋田県倫理法人会	秋田市山王3-3-6	
4	会費	30,000	R4/8/3	秋田市竿燈会 会長 加賀屋政人	秋田市大町1-3-30	
5	年会費	12,000	R4/8/31	秋田市の文化を育てる市民の会	秋田市山王7-5-1	
6	年会費	20,000	R4/8/31	秋田県隊友会	秋田市山王5-2-25	
7	年会費	12,000	R4/8/31	秋田救難隊後援会	秋田市雄和椿川字山籠23-26	
8	会費	30,000	R4/9/7	秋田県防衛協会	秋田市山王3-1-7	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	263,000				
	その他の支出	1,115,341				
	合 計	1,378,341				

(その15)

行番号	支出の目的	金額	項目別区分		7. 調査研究費	
			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	書籍購入費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	950				
	合計	950				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	調査研究費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	写真代	10,920	R4/9/14	カメラのキタムラ 秋田/イオン タウン茨島店	秋田市茨島4-3-21	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
この頁の小計		10,920				
その他の支出		0				
合 計		10,920				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 5月 15日

政治団体の名称 とがし博之後援会

会計責任者の氏名 越前谷 茂



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和5年5月11日

とがし博之後援会

代表 熊谷 恵 殿

登録政治資金監査人 福 井 浩

登 録 番 号 第 11172 号

研修修了年月日 平成21年4月21日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、とがし博之後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、とがし博之後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員

関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

3 業務制限

とがし博之後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、とがし博之後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上